

指定管理施設に関する手続規程

制定 令和6年2月

(目的等)

第1条 この規程は、指定管理施設（沖縄IT津梁パーク施設など）に関する設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号。以下「設置条例」という。）に規定する処分、行政指導及び届出に関する手続に関する事項を定めることによって、指定管理施設運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(手続)

第2条 設置条例に規定する処分、行政指導及び届出に関する手続については、沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）の規定に準じて行うものとする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの規程に規定する事項について、他に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。